

# 入札公告

次のとおり一般競争入札(最低価格落札方式)に付しますので、独立行政法人国際協力機構一般契約事務取扱細則(平成 15 年細則(調)第 8 号)(以下「細則」という。)に基づいて公告します。

2019 年 2 月 4 日

独立行政法人国際協力機構  
東京センター  
契約担当役 所長

## 1. 調達内容

- (1) 件名 : 2019 年度第 1 四半期東京センター灯油調達に係る単価契約  
(一般競争入札(最低価格落札方式))
- (2) 仕様・数量: 入札説明書による。
- (3) 契約期間 : 2019 年 4 月 1 日から 2019 年 6 月 30 日まで
- (4) 納入場所 : 入札説明書による。

## 2. 契約担当部署等

〒151-0066  
東京都渋谷区西原 2 丁目 49 番地 5 号  
独立行政法人国際協力機構東京センター  
総務課 灯油調達担当  
電話 03-3485-7051 ファクシミリ 03-3485-7072

## 3. 入札方法

- (1) 落札者の決定方法: 下記 4. の資格の確認を受け、入札書を持参した入札者であって、細則第 11 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。
- (2) 入札説明書「第 2 仕様書」の 2. に記載した予定数量に対する総価(円)(税抜)の比較をもって行います。

## 4. 競争参加資格

- (1)独立行政法人国際協力機構一般契約事務取扱細則第4条の規定に該当しない者であり、当機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」(平成20年10月1日規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている期間中でないこと。
- (2)公告日において平成28・29・30年度全省庁統一資格の「物品の販売」の「A」、「B」、「C」または「D」の等級の競争参加資格を有し、営業品目として「燃料類」を保持する者。(以下「全省庁統一資格者」という。)ただし、上記における全省庁統一資格者でない者が本競争への参加を希望する場合は、別途資格審査を受けることができる。
- (3)競争参加資格確認申請時に下見積書(原価計算書)を提出できる者。
- (4)会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立がなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立がなされている者(手続開始の決定後、再認定を受けた者を除く)でないこと。
- (5)競争から反社会的勢力を排除するため、競争に参加しようとする者(以下、「応札者」という。)は、以下のいずれにも該当しないこと、および、当該契約満了までの将来においても該当することはないことを誓約し、競争参加資格確認申請書の提出をもって、誓約したものとします。

なお、当該誓約事項による誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、競争参加資格を無効とします。

  - ア. 応札者の役員等(応札者が個人である場合にはその者を、応札者が法人である場合にはその役員をいう。以下同じ。)が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等(これらに準ずるもの又はその構成員を含む。平成16年10月25日付警察庁次長通達「組織犯罪対策要綱」に準じる。以下、「反社会的勢力」という。)である。
  - イ. 反社会的勢力が応札者の経営に実質的に関与している。
  - ウ. 応札者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
  - エ. 応札者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
  - オ. 応札者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
  - カ. 応札者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
  - キ. その他、応札者が東京都暴力団排除条例(平成23年東京都条例

第 54 号)に定める禁止行為を行っている。

ク. 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 号第 6 号に規定する暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者であると認められるとき。

## 5. 入札説明書の交付期間及び交付場所

### (1) 交付期間

2019 年 2 月 4 日(月)から 2019 年 2 月 22 日(金)までの土曜日、日曜日、祝日を除く毎日、午前 10 時から午後 5 時(午後 0 時 30 分から午後 1 時 15 分を除く)

### (2) 交付場所

〒151-0066

東京都渋谷区西原 2-49-5

独立行政法人国際協力機構 東京センター

※なお、契約担当部署は以下のとおりです。

総務課 灯油調達担当

電話 03-3485-7051 ファクシミリ 03-3485-7072

## 6. 入札会の日時及び場所

(1) 日時 : 2019 年 3 月 1 日(金)午前 11 時 30 分

(2) 場所 : 東京都渋谷区西原 2-49-5

独立行政法人国際協力機構

東京センター セミナールーム 405

## 7. 情報の公開について

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成 22 年 12 月 7 日閣議決定)に基づき、行政改革推進本部事務局から、独立行政法人が密接な関係にあると考えられる法人と契約する際には、当該法人への再就職の状況や取引高などの情報を公表することが求められています。

つきましては、当機構においてもこれに基づき関連情報を当機構のホームページで公表することとしますので、必要な情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようご理解とご協力をお願いいたします。

### (1) 公表の対象となる契約

当機構との間に締結する契約のうち、次に掲げるものを除く。

ア. 当機構の行為を秘密にする必要があるとき

イ. 予定価格が次の基準額を超えない契約

- ① 工事又は製造の請負の場合、250 万円
- ② 財産の買入れの場合、160 万円
- ③ 物件の借入れの場合、80 万円
- ④ 上記以外の場合、100 万円

ウ. 光熱水料、燃料費及び通信費の支出に係る契約

(2) 公表の対象となる契約相手方

次のいずれにも該当する契約相手方

ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること

イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること(総売上高又は事業収入の額は、当該契約の締結日における直近の財務諸表に掲げられた額によることとし、取引高は当該財務諸表の対象事業年度における取引の実績によることとします)

(3) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 当機構の役員経験者又は当該契約相手方の役員等として再就職している当機構課長相当職以上経験者の氏名、契約相手方での現在の職名及び当機構における最終職名

イ. 契約相手方の直近3カ年の財務諸表における当機構との間の取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合が、次の区分のいずれかに該当する旨

- ・ 3分の1以上2分の1未満
- ・ 2分の1以上3分の2未満
- ・ 3分の2以上

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(4) 公表の時期

契約締結日以降、所定の日数以内(72 日以内。ただし、4 月締結の契約については 93 日以内)に掲載することが義務付けられている。

(5) 情報提供の方法

契約締結時に所定の様式を提出していただきますので、ご協力をお願いします。

#### 8. その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨。
- (2) 入札保証金及び契約保証金：免除。
- (3) 関連規程については、ホームページの「独立行政法人国際協力機構法令・規程集」(URL: <http://association.joureikun.jp/jica/>)にて閲覧可能。
- (4) その他、詳細は入札説明書によります。

以上